

枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱

制定	平成 25 年 3 月 29 日	枚方市要綱第 40 号
最終改正	令和 5 年 6 月 30 日	枚方市要綱第 36 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1号に規定する入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(有資格者等に対する入札参加停止)

第2条 市長は、規則第8条第2項に規定する有資格者又はその役員等（有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所の契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）若しくは使用人（以下「有資格者等」という。）が別表の入札参加停止及び指名停止事由の欄に掲げる事由（以下「停止事由」という。）に該当すると思料するときは、その日後当該有資格者の入札参加資格に係る最初の入札公告又は指名をするまでに、当該停止事由に該当するかどうかを認定し、認定したときは、期間を定め、当該有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、入札参加停止を行った場合において、当該入札参加停止を行った有資格者を指名競争入札について現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、現に入札に参加し、かつ、本市と契約を締結するに至っていない有資格者に対し入札参加停止を行った場合には、当該有資格者を落札者と決定せず、又は当該有資格者と契約を締結しないものとする。

(下請負人等に対する入札参加停止)

第3条 市長は、有資格者に対し入札参加停止を行う場合において、有資格者である下請負人若しくは再委託先（以下「下請負人等」という。）又はそれらの役員等若しくは使用人が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、当該下請負人等についても、当該有資格者の入札参加停止を受ける期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(共同企業体等に対する入札参加停止)

第4条 市長は、有資格者に対し入札参加停止を行う場合において、当該有資格者が規則第8条の2第1項に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）であるときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる構成員を除く。）についても、当該共同企業体が入札参加停止を受ける期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、有資格者に対し入札参加停止を行う場合において、当該有資格者が共同企業体の構成員であるときは、当該共同企業体についても、当該有資格者が入札参加停止を受ける期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(事業協同組合に対する入札参加停止)

第5条 前条の規定は、規則第33条第1項第7号に規定する事業協同組合（以下「事業協同組合」

という。) に対して行う入札参加停止について準用する。この場合において、同条中「共同企業体」とあるのは「事業協同組合」と、「構成員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(入札参加停止期間)

第6条 第2条第1項の規定による入札参加停止を行う期間は、別表に定めるところにより定めるものとする。

- 2 一の行為又は事実が停止事由の2以上に該当するときの入札参加停止期間（別表に定める期間をいう。以下同じ。）は、最も長い期間（短期及び長期がある場合は、最も長い短期及び最も長い長期）とする。
- 3 有資格者等が停止事由に該当することを認定したとき以後入札参加停止を受ける期間（以下「入札参加停止実施期間」という。）が満了するまでの間において当該入札参加停止に係る行為又は事実と別の行為又は事実について停止事由に新たに該当することとなった場合における入札参加停止実施期間は、新たに該当することとなった停止事由に係る入札参加停止実施期間に、既に該当することとなった停止事由に係る入札参加停止実施期間（既に受けている期間を除く。）を加算した期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）とする。
- 4 有資格者等が次の各号のいずれかに該当する場合における該当することとなった停止事由に基づく入札参加停止実施期間は、当該入札参加停止期間に当該各号に定める期間を加算した期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）とする。
 - (1) 停止事由に該当することを認定したとき以後入札参加停止実施期間が満了するまでの間において当該入札参加停止に係る行為又は事実と別の行為又は事実について停止事由に新たに該当することとなったとき、入札参加停止実施期間の満了後1年以内に停止事由に該当することとなったとき又は第10条に規定する警告等を受けた日から1年以内に当該警告等の原因となった停止事由と同一の停止事由に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。） 1の新たに該当することとなった停止事由につき、2月
 - (2) 別表7の項から10の項までに規定する停止事由（以下この号において「贈賄等」という。）に該当することを認定したとき以後入札参加停止実施期間の満了後3年以内に当該停止事由に係る行為又は事実と別の行為又は事実について贈賄等に新たに該当することとなったとき 1の新たに該当することとなった停止事由につき、2月
 - (3) 別表9の項に規定する停止事由に該当することとなり、かつ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があったとき 2月
- 5 市長は、停止事由に該当する有資格者等について、極めて悪質な事由があり、若しくは極めて重大な影響若しくは結果を生じさせたと認めるとき又は入札参加停止実施期間中に極めて悪質な事由があったことが明らかになったときは、当該停止事由に基づく入札参加停止期間（短期及び長期がある場合は、長期の期間）の2倍の期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）の範囲内で入札参加停止実施期間を定め、又は延長することがある。
- 6 市長は、停止事由に該当する有資格者等について、入札参加停止実施期間の満了後1年以内に

極めて悪質な事由があったことが明らかになったときは、当該停止事由に基づく入札参加停止期間（短期及び長期がある場合は、長期の期間）の2倍の期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）の範囲内で、既に入札参加停止を行った期間を控除した期間について新たに入札参加停止をすることがある。

7 市長は、停止事由に該当する有資格者等について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるとき又は入札参加停止実施期間中に情状酌量すべき特別の事由が明らかになったときは、当該停止事由に基づく入札参加停止期間の2分の1の期間の範囲内で入札参加停止実施期間を定め、又は短縮することがある。

8 市長は、別表8の項に規定する停止事由に該当する有資格者等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金の減免が適用されているときは、当該入札参加停止期間の2分の1の期間の入札参加停止実施期間を定め、又は当該2分の1の期間（当該2分の1の期間を経過しているときは、当該事実を認めた日まで）に短縮するものとする。

9 市長は、入札参加停止実施期間中の有資格者が当該入札参加停止について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の承継等）

第7条 市長は、有資格者がその入札参加停止実施期間中に合併等により他の有資格者に事業を承継させたときは、当該承継を受けた有資格者に対し、当該入札参加停止実施期間の残期間について、入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、有資格者が有資格者となる前に停止事由に相当する事由に該当し、その当時有資格者であれば現在入札参加停止実施期間中であると認められるときは、当該有資格者に対し、当該入札参加停止実施期間の残期間と認める期間について、入札参加停止を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は、入札参加停止実施期間中の有資格者、その構成員に入札参加停止実施期間中の有資格者がある共同企業体及びその組合員に入札参加停止実施期間中の有資格者がある事業協同組合を随意契約の相手方としない。ただし、災害時の応急対応、特殊な技術等を要するときその他の特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請負等の制限）

第9条 市長は、入札参加停止実施期間中の有資格者、その構成員に入札参加停止実施期間中の有資格者がある共同企業体及びその組合員に入札参加停止実施期間中の有資格者がある事業協同組合に、本市が発注する建設工事、製造その他の請負又は委託業務について下請負をさせ、又は再委託をすることを認めないものとする。ただし、入札参加停止の実施前に下請負人等になっており、かつ、これを除外することによって当該建設工事、製造その他の請負又は委託業務の履行に支障があると認められるときは、この限りでない。

（入札参加停止の実施に至らない事由に対する措置）

第10条 市長は、停止措置を行うまでに至らないが、停止事由に準ずる行為があったと認められる有資格者に対して必要があると認めるときは、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起（以下

「警告等」という。)を行うことがある。

(事故の報告)

第11条 有資格者は、次に掲げる場合は、速やかに、本市に報告しなければならない。

- (1) 大阪府内で履行する契約において事故又は損害を生じさせた場合（軽微なものを除く。）
（本市との契約以外の契約にあっては、死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は公衆に重大な損害を与えた場合であって、現場代理人その他の従事者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときに限る。）
- (2) 別表3の項第3号に相当する事由により大阪府内の他の公共機関（国、地方公共団体、その役員が刑法その他の罰則の規定の適用について法令により公務に従事する職員とみなされる団体及びその役員に特別法により贈賄に関する罰則の規定が適用される団体をいう。以下同じ。）から入札参加停止に相当する措置を受けた場合

2 市長は、有資格者が前項の規定による報告を怠ったときは、当該事故若しくは損害又は履行に係る入札参加停止期間（短期及び長期がある場合は、長期の期間）の2倍の期間（当該期間が3年を超える場合にあっては、3年）の範囲内で入札参加停止実施期間を定めることがある。

(入札参加停止等の通知等)

第12条 市長は、入札参加停止の実施又は入札参加停止実施期間の変更若しくは解除（以下「入札参加停止等」という。）を行ったときは、遅滞なく、当該有資格者及び本市の関係部課等に、書面その他の方法によりその旨を通知するものとする。ただし、通知をする必要がないと認める相当な理由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当該停止事由が本市発注案件（本市が発注する建設工事、製造その他の請負、又は委託業務又は物品の購入若しくは賃貸借をいう。以下同じ。）に関するものであるときは、必要に応じて当該有資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

(入札参加停止等の公表)

第13条 市長は、報道機関等からの問合せ等に応じ、又は自ら、入札参加停止等を行った場合並びに次条第1項の申立てがあった場合において同条第5項の規定による回答をした場合及び第15条第1項の申立てがあった場合において第4項の規定による回答をした場合は、当該入札参加停止等及び当該申立てに係る情報を公表するものとする。

(苦情申立て)

第14条 入札参加停止又は警告等を受けた者は、入札参加停止にあっては当該入札参加停止の期間内に、警告等にあっては当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内に、別に定める苦情申立書により市長に苦情を申し立てることができるものとする。

2 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 苦情を申し立てる者（以下「苦情申立者」という。）の商号又は名称、住所並びに代表者の職及び氏名
- (2) 苦情申立てに係る入札参加停止の通知書の日付及び文書番号
- (3) 苦情申立ての趣旨及び理由

(4) 苦情申立ての年月日

- 3 市長は、苦情申立書に不備があると認めるときは、期限を定めて、苦情申立者にその補正を求めることがある。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、期限を定めて、苦情申立者に当該苦情の内容に関する証拠書類等の提出を求めることがある。
- 5 市長は、第1項の規定による苦情の申立てがあったときは、苦情申立書の提出があった日、第3項の補正があった日又は前項の証拠書類等の提出があった日のうち最も遅い日の翌日から起算して10日以内に、認容又は棄却の決定をし、決定の内容及び理由並びに認容の決定をする場合にあっては今後の対応の方針を、書面により当該苦情申立者に回答するものとする。
- 6 市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、30日を限度として、前項の回答期限を延長することがある。
- 7 市長は、第1項に定める苦情を申し立てることができる期間を経過していること、第3項の補正の求めに応じないことその他の形式上の要件に適合しないと認めるときは、当該苦情申立てを却下することがある。

(再苦情申立て)

第15条 前条第1項から第4項まで及び第7項の規定は、同条第5項の規定による回答に不服がある者について準用する。この場合において、前条第1項中「入札参加停止にあっては当該入札参加停止の期間内に、警告等にあっては当該警告等の日」とあるのは、「当該回答があった日の翌日」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、第1項の規定による再苦情の申立てがあったときは、速やかに、入札監視委員に審査を依頼するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果の報告があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に、認容又は棄却の決定をし、決定の内容及び理由並びに認容の決定をする場合にあっては今後の対応の方針を、書面により当該再度の苦情を申し立てた者に回答するものとする。

(入札参加停止の効力)

第16条 前2条の規定による苦情の申立ては、入札参加停止の効力を妨げないものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成24年枚方市要綱第35号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている停止措置については、この要綱の規定によりされた停止措置とみなす。この場合における当該停止措置の期間の末日は、旧要綱の規定によりされた停止措置の期間の末日とする。

附 則 [令和5年6月30日枚方市要綱第36号]

- 1 この要綱は、令和５年７月１日から施行する。
- 2 改正後の枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた行為又はそれを原因として生じた事実について適用し、同日前に行われた行為又はそれを原因として生じた事実については、なお従前の例による。

別表（第2条、第6条関係）

入札参加停止及び指名停止事由	期 間
1 虚偽記載等 (1) 本市の入札参加資格の認定に係る競争入札参加資格申請書又は添付書類中の事項について、虚偽の記載をし、又は記載すべき事実についての記載をしなかったとき。 (2) 本市発注案件における競争入札参加資格確認資料、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の施工体制台帳その他の入札又は見積合せへの参加からその工事又は業務の完了までの間に提出する書類について、提出をせず、又は虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6 月 6 月
2 入札妨害等 (1) 本市発注案件の入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 (2) 本市が実施要領、募集要項等により案件ごとに明示する発注条件、同一入札参加制限又は禁止事項に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (3) 落札又は受注決定をしたにもかかわらず、正当な理由なく契約の締結又は履行の着手をしなかったとき（落札又は受注決定をしたにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないため契約することができなかった場合を含む。）。 (4) 本市発注案件において、他者が入札若しくは見積合せ又は契約の締結若しくは履行をすることを妨げたとき。	12 月 1 月以上 12 月以内 12 月 12 月
3 粗雑な契約の履行 (1) 本市との契約の履行に当たり、故意によりその契約の履行を粗雑にしたとき（契約不適合の程度が重大であると認められるときに限る。） (2) 本市との契約の履行に当たり、故意又は過失によりその契約の履行を粗雑にしたとき（前号に該当するとき及び契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。 (3) 大阪府内の他の公共機関との契約の履行に当たり、故意又は過失によりその契約の履行を粗雑にしたとき（契約不適合の程度が重大であると認められるときに限る。）。 (4) 本市が発注する工事の成績が著しく不良であるとき。 イ 成績評定書の評点合計が40点未満のとき。 ロ 成績評定書の評点合計が40点以上50点未満のとき。 ハ 成績評定書の評点合計が50点以上60点未満のとき。	9 月 1 月以上 6 月以内 3 月以上 5 月以内 6 月 3 月 1 月
4 契約違反 (1) 有資格者の責めに帰すべき事由により本市が契約を解除し、又は解除することができるとき。 (2) 本市との契約の履行に当たり、その契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前項又は13の項に掲げる場合を除く。）。 (3) 本市との契約の履行に当たり、枚方市工事請負契約約款第7条の2第1項（社会保険の加入義務）の規定に違反し、又は同項の届出を確認する書類の提出の求めに正当な理由なく応じなかったとき。 (4) 本市との契約により、契約後に契約金額を確定する場合において、当該契約金額の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。	24 月 4 月 1 月 9 月

5 公衆損害事故 (1) 本市との契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不適切であったため、次のいずれかに該当するとき。 イ 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は市民生活に多大な影響を及ぼす重大な損害を与えたとき。 ロ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。 (2) 大阪府内での契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えた場合であって、現場代理人その他の従事者が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6 月 3 月 3 月
6 関係者事故 (1) 本市との契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不適切であったため、工事又は業務の関係者に次のいずれかを生じさせたとき。 イ 死亡者又は多数の負傷者 ロ 負傷者 (2) 大阪府内での契約の履行に当たり、安全管理に係る措置が不適切であったため、工事又は業務の関係者に死亡者又は多数の負傷者を生じさせた場合であって、現場代理人その他の従事者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 月 2 月 2 月
7 贈賄 有資格者等が次の各号に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市の職員 (2) 大阪府内の公共機関（本市を除く。）の職員 (3) 大阪府外の公共機関の職員	36 月 12 月 9 月
8 独占禁止法違反行為 (1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、公正取引委員会から刑事告発を受け、又は逮捕されたとき。 イ 発注者が本市であるとき。 ロ 発注者が大阪府内の公共機関（本市を除く。）であるとき。 ハ 発注者が公共機関以外又は大阪府外の公共機関であるとき。 (2) 独占禁止法に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は当該違反の事実を公表されたとき。 イ 発注者が本市であるとき。 ロ 発注者が大阪府内の公共機関（本市を除く。）であるとき。 ハ 発注者が公共機関以外又は大阪府外の公共機関であるとき。	36 月 12 月 9 月 18 月 9 月 6 月
9 談合等 有資格者の役員等又は使用人が、次の各号に掲げる入札等に関し、刑法第96条の6第1項に規定する公契約関係競売等妨害又は同条第2項に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市発注のもの (2) 大阪府内の公共機関（本市を除く。）発注のもの (3) 大阪府外の公共機関発注のもの	36 月 12 月 9 月

10 あっせん利得処罰法違反行為 有資格者の役員等又は使用人が、次の各号に掲げる契約に関し、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）の財産上の利益の供与の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市発注のもの (2) 大阪府内の公共機関（本市を除く。）発注のもの (3) 大阪府外の公共機関発注のもの	12月 6月 3月
11 監督等への妨害 (1) 有資格者の役員等又は使用人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により本市職員が行う監督又は検査を威圧その他の行為により妨げ、又は監督若しくは検査に係る指示等に従わなかったとき。 (2) 前号にかかげるもののほか、有資格者の役員等又は使用人が、その業務に関し、本市の職員に対し、暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引の相手方として不適当と認められる言動を行ったとき。	12月 12月
12 建設業法違反 (1) 有資格者等が、次に掲げる工事に関し、建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 本市発注の工事 ロ 大阪府内の工事（本市発注の工事を除く。） ハ 大阪府外の工事 (2) 建設業法第28条第1項の規定により指示されたとき。 (3) 建設業法第28条第3項の規定により営業停止を命じられたとき。	12月 6月 3月 1月以上 3月以内 2月以上 6月以内 （ただし、営業停止期間が6月を超える場合は、その期間）
13 履行遅滞 (1) 本市との契約において履行期限から2月以上遅滞したとき。 (2) 本市との契約において履行期限から1月以上2月未満遅滞したとき。 (3) 本市との契約において履行期限から1週間以上1月未満遅滞したとき。	遅滞期間に2月を加算した期間 遅滞期間に1月を加算した期間 1月
14 経営不振等 (1) 不渡手形を発行し、又は金融機関から金融取引を停止される等、経営不振が明らかであるとき。 (2) 本市発注案件の履行上発生した下請負代金支払債務又は公衆に与えた損害等に係る紛争について、誠意を持ってその解決に当たらなかったとき。	経営が改善されたと認められるまでの間 解決されたと認められるまでの間

15 不正又は不誠実な行為 前各項に掲げるもののほか、有資格者等が、次の各号（有資格者の使用人にあつては、第3号を除く。）のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は各種法令に基づき商号等を公表されたとき。 (2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕されたとき。 (3) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金の刑の言渡しを受けたとき。 (4) 総合評価一般競争入札における本市との契約の履行に当たり、評価した内容が有資格者である受注者の責により満たされなかったとき。 (5) 本市との契約の履行に当たり、下請代金の支払遅延がある等、下請負人との関係が不適正であると認められるとき。 (6) 入札又は契約に関する不正行為等に係る調査、事情聴取、指示等に応じなかったとき。 (7) 入札又は契約に関し非公表とされている情報を聞き出す行為を行ったとき。 (8) 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条第2項の規定による誓約書の提出等の求めに応じなかったとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当であると認められる特別な事情があるとき。	1 月以上 3 月以内 1 月以上 12 月以内 1 月以上 12 月以内 1 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内 1 月以上 12 月以内 1 月以上 12 月以内 3 月 1 月以上 36 月以内
---	---